

希望が丘高等特別支援学校 『いじめ防止基本方針』

1 いじめ防止に関する基本方針

いじめは、人間として絶対に許されない卑劣な行為であり、教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許さない」ことの態度を促し、豊かな情操や道徳心と自分の存在と他人の存在を等しく認めお互いの人格を尊重し合うなど、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。また、いじめの背景にあるストレス等の要因にも着目し支援し、全ての生徒が安心できる環境下で、自己肯定感や充実を得られる学校づくりを目指す。

2 本校の目指す生徒像

本校は、「忍耐・錬達・希望」の校訓を下に、将来、社会の一員として自分の生活を充実させようとする人間の育成を目指している。また、教育活動において、自分のみではなく、常に仲間との協力や相手を思いやる心をもつよう指導を行っている。その中でも「いじめ」は、人格を最も否定する行為で、「いじめは決して許されない」ことを理解し、いじめを「絶対にしない」そして「絶対にさせない」という意識を高めるとともに、お互いの人格を尊重し合い、心の通う人間関係を築くことを目指す。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

※「一定の人間関係」・・・学校の内外を問わず当該生徒が関わっている仲間や集団など何らかの人間関係にある状態をいう。

※「物理的な影響」・・・身体的な影響のほか金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすることという。

4 いじめ防止のための組織 『いじめ対策委員会』

『いじめ防止対策推進法（第22条）』に基づき、『いじめ対策委員会』を設置する。

（1）構成員

①校内委員

◎校長 ○教頭

・生徒指導主事 ・支援相談部主任 ・カウンセラー ・養護教諭

・生徒会部主任 ・学年主任

・当該生徒の担任 （必要に応じ当該生徒に係る職員）

②外部委員（※必要に応じ参集する）

○スクールカウンセラー ○校医 ○学校評議員 ○育成会代表

○その他必要に応じ要請する。

（2）役割

①いじめ事案の組織的対応の中核

②年間計画の作成・実行・検証・修正

（3月に検証・修正、翌年度4月に計画を作成し周知する）

（3）いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に取り組みにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々の「未然防止」と「早期発見」に取り組む必要がある。また、いじめが認知された場合は「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。

(4) いじめに対する取組

1 いじめの予防

- ・・・ ①教職員の指導力の向上。
- ②人権集会等での人権意識と生命尊重などの道徳教育の充実。
- ③容儀指導等の日常の指導での「規範意識」や「思いやり」の育成。
- ④家庭・地域・関係機関との連携。
- ⑤定期的（学期に1回）な「いじめアンケート」の実施。
- ⑥いじめ等に関する「意見箱」（通年）の設置。

いじめ事案発生

2 いじめの情報収集

- ・・・
- ①いじめの発見や通報を受けた場合、特定の教員で抱え込まず組織的に対応する。早期対応に努める。
- ②被害生徒、加害生徒から事実関係を聴取する。また、必要に応じ周辺の生徒からの聴取やアンケートを実施し状況を把握する。
- ③生徒や保護者からの相談や訴えがあった場合は、真摯に対応する。
- ④被害生徒や通報した生徒の安全を確保する。

3 管理職への報告

- ・・・
- ①遊びや悪ふざけなどの軽微な行為でも報告する。
- ②重大事案に発展の恐れ、または、重大事案かを判断し「いじめ対策委員会」の招集をする。

4 「いじめ対策委員会」の招集

- ・・・
- ①指導・支援体制の組織化。
- ②情報の収集と整理。情報の共有。
- ③対応策の検討。対策の指示。
- ④必要に応じ面談や「全校アンケート」を実施。
- ⑤重大事案については、県教育委員会に報告する。

5 生徒への指導・支援

- いじめられた生徒へは、①傾聴し心のケアや弾力的措置等、いじめから守り通す対応を行う。
- ②家庭訪問等を行い、保護者と連携し、また、信頼できる人とも連携し、生徒に寄り添い支える体制を作る。
- ③状況に応じ心理や福祉等の外部専門家の協力を得る。
- いじめたとされる生徒へは、いじめをやめさせ、再発防止の策を講じる。場合によっては一定の教育的な特別な配慮の下、指導計画による指導（出席停止を含む）の他、警察等との連携による措置も毅然と行う。
- いじめを見ていた生徒へは、いじめをやめさせることはできなくても誰かに相談する勇気をもつよう指導する。

6 いじめの解消

- ・・・
- 要件①：いじめに係わる行為が止んでいること。
- 要件②：被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- （被害生徒やその保護者に対し面談等で確認する）

「いじめが解消している」状態に至った場合でも、当該生徒については日常的に注意深く観察する。

5 いじめ防止のための具体的な取組

① 学校の取組

〈 いじめの未然防止 〉

- 学校における教育活動全般を通して、コミュニケーション能力を育む教育の充実を図るとともに、道徳教育を充実させ、規範意識を高め、集団での望ましい人間関係づくりを図る。
- 教師一人一人が分かりやすい授業を心掛け、学習に対する達成感・成就感を育て、自信をもたせ自尊感情を育むことができるようにする。
- 生徒の心に寄り添った指導を実践する。
- 校内支援に関わるケース会議を実施する。(支援相談部)
- 「いじめ根絶集会」などの集会や人権強調週間を活用し、人権教育の充実、いじめ防止や生命尊重をねらいとした教科指導、道徳指導を実践する。
- 「メディア安全教室」など情報モラル教育の充実を図る。
- 『いじめ対策ハンドブック』を活用した職員研修を実施し、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上に努める。

(生徒指導部)

- ホームページ等を利用して、保護者や地域に「いじめ防止基本方針」を周知し一層の連携を図る。
- 学校以外の相談窓口(24時間子どもSOSダイヤル、メール相談窓口、親子ホットライン等)について、周知や広報を行う。

〈 いじめの早期発見 〉

- 「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうる。」という基本認識をもち、全ての教職員が生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さなサインを見逃さない生徒指導を行う。
- 連絡帳等を介して保護者から情報を収集したり、定期的な個人面談、保護者面談以外でも、日頃から生徒、保護者が相談しやすい学校の雰囲気を作る。
- スクールカウンセラーと連携し、生徒の悩みや不安について把握する。(支援相談部)
- 学期に1回「いじめのアンケート」を実施するとともに、また、「意見箱」を設置して、生徒の悩みなどを把握する。(生徒指導部)

〈 いじめに対する措置 〉

- いじめを発見した場合は、速やかにその行為をやめさせる。また、特定の教職員で抱え込まず、速やかに管理職へ報告し、その情報を共有する。場合によっては「いじめ対策委員会」を招集する。
- 正確かつ迅速な事実関係の把握に努め、事実を隠すことなく保護者と情報を共有する。

- いじめを受けた生徒には、学校全体で心配や不安をとり除き、安心して教育を受けられるよう支援をする。
- いじめを行った生徒には、いじめは決して許されないという毅然とした態度で、他人の心の痛みや苦しみを知ることができるように指導する。また、場合によっては特別指導（懲戒を含む）を行い、二度と行わないように徹底的に指導する。
- いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者に事実関係を丁寧に報告して、解決のために保護者と連携して対応する。
- いじめが解消したと見られても、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- はやし立てたり面白がったりする「観衆」や周辺に暗黙の了解を与えている「傍観者」のなかからいじめを抑止する「仲裁者」が現れるよう、あるいは誰かに相談する勇気をもつよう指導する。互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。
- （ネット上のいじめの対応）ネット上の不適切な書き込み等については、被害拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。また、必要に応じ警察や法務局等と適切な連携を図る。

② 保護者の取組

〈 いじめの未然防止 〉

- 子供にとって、自分の居場所があり、安心して暮らせる家庭環境を作る。
- 学校での出来事を聞いたり友人関係を確認したりして、日頃からコミュニケーションを大切に
する。
- 友達や身近な人を大切にする気持ちを育てる。
- 保護者は、家庭の温かな人間関係の中で、子供の思いやりの心や善悪の判断、正義感等を育み、
いじめを許さない気持ちを育む。
- 携帯電話やインターネットを使う際のルールを作り、また、フィルタリング等の措置を行い、
親の責任において使用の制限を行う。
- 親子ともにスクールカウンセラーへの相談などを行う。
- 学校との連絡やPTAによる情報交換を行う。

〈 いじめの早期発見 〉

- 日頃から子どもとコミュニケーションを取るようにする。
- 服装の汚れや乱れ、持ち物の紛失等、子どもの様子を観察し、異変に気付くようにする。
- 悩みなど何でも相談できるような雰囲気の日頃から作る。

〈 いじめに対する措置 〉

- 子供の気持ちを大切にし、しっかりと子どもの話に耳を傾け、言い分を十分に聞くようにする。
- 保護者だけで抱え込まず、学校や相談機関に相談する。
- いじめの問題解決に向けた学校の方針や対応について意見交換を行う。

③ 生徒の取組

〈 いじめの未然防止 〉

- 自主的かつ意欲的に参加できる生徒会活動を行う。
- 部活動で仲間意識を深め、規律ある活動を行う。
- 自分の気持ちだけを優先せず、仲間の立場や気持ちを考えた行動をする。
- 「いじめ根絶強調月間」等の人権学習を通じて、いじめについて考える。
- 携帯電話やインターネットを使う際の利便性と危険性について十分に理解しルールを守って使用する。

〈 いじめの早期発見 〉

- 心配なことがあるときは、家族や先生に相談する。
- スクールカウンセラーへ相談する。
- 友達がいじめられているところを見たり、聞いたりしたら家族や先生に伝える。

〈 いじめに対する措置 〉

- はやし立てたり、面白がったりしない。
- 見て見ぬふりをしない。
- 友達の気持ちに寄り添い、親身になって接する。
- 勇気をもって家族や先生に伝える。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態とは、次の①②の場合をいう。

- ①いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある恐れがあると認めるとき。

(2) 重大事態が発生した場合の対応

- ①いじめ対策委員会を招集し、対応を協議する。
- ②教育委員会へ報告する。
- ③必要に応じて警察等関係機関へ通報、連絡をする。
- ④適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。
- ⑤生徒及びその保護者に対し、重大事態の事実関係等その他の必要な情報を提供する。

7 いじめ防止に関連する年間計画

	会議など	いじめ防止対策・早期発見の取り組み
4月	いじめ対策委員会（年間計画）	通学指導・容儀指導
5月		生徒総会・育成会総会（基本方針の周知）
6月		いじめアンケート・いじめ根絶集会
7月	学校評議委員会	
8月		平和学習・職員研修・家庭訪問
9月		通学指導・容儀指導
10月		
11月		ココロねっこ運動・長崎っこ心をつつめる週間
12月		いじめアンケート・人権学習
1月	いじめ対策委員会（年間評価）	通学指導・容儀指導・学校評価
2月	学校評議委員会	
3月		いじめアンケート

※あいさつ運動の時期、実施方法については、生徒会で検討し実施する。

※生徒指導部での乗車マナー指導や夜間巡視は、地区高補連と連携して行う。

※上記以外にも通学指導や乗車マナー指導を必要に応じ行う。

※容儀指導は、年間を通じて実施する。

※情報モラルについての教育は年間を通じ実施し、また、『メディア安全教室』を年1回実施する。

8 公表 点検 評価

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」をホームページに公開する。
- (2) 学校評価において、いじめへの取り組みを保護者、生徒、職員で評価する。
- (3) 年間の取組について、学校評議員会において報告し、指導助言を求める。

9 その他

- (1) いじめの防止に向けた取組について補足

①海外から帰国したり、生徒が外国人、生徒又は保護者が外国につながる生徒に対する対応。

②性同一性障害や性的指向・性自認に係わる生徒への配慮と必要な対応。

※発達障害を含め様々な考えや捉え、人種、障害について理解啓発を進め、みんな平等であるという考えを定着させ、いじめにつながらないように指導していく。

【参 考 資 料】(長崎県いじめ対策基本方針より抜粋)

～～～具体的ないじめの様態～～～

- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・身体や動作について不快なことを言われる
 - ・存在を否定される
 - ・嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる
 - ・遊びやチームに入れない
 - ・席を離される
- ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・身体をこづかれたり、触って知らないふりをされたりする
 - ・殴られる、蹴られるが繰り返される
 - ・遊びと称して対象の子が技をかけられる
- 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりされる。
 - ・脅され、お金を取られる
 - ・靴に画鋲やガムを入れられる
 - ・写真や鞆、靴等を傷つけられる
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・万引きやかつあげを強要される
 - ・大勢の前で衣服を脱がされる
 - ・教師や大人に対して暴言を吐かせられる
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
 - ・パソコンや携帯電話の掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる
 - ・いたずらや脅迫のメールが送られる
 - ・SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)のグループから故意に外される

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮し、警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

また、表面上けんかやふざけ合いに見えるような行為であっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめの定義に該当するか否かを判断するものとする。

いじめはさまざまな様態があるが、以下の①～⑨の【いじめの基本認識】をもち、いじめ防止に当たる。

【いじめの基本認識】

- ①いじめは、どの生徒にも起こりうるもの。
- ②いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは、大人では気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは、特定の教職員が問題を抱え込むことなく組織で対応する。
- ⑧いじめは、家庭教育の在り方に関わる問題でもある。
- ⑨いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、
一体となって取り組むべき問題である。